

中世盛期トゥールーズにおけるカルチュレールの 編纂と都市の法文化

図 師 宣 忠

【要約】 近年、修道院が編纂したカルチュレールに関する研究は隆盛を見せている。それに比して、都市カルチュレールを扱った研究は少ない。本稿は、南フランス都市のトゥールーズを対象として、都市によるカルチュレールの編纂の意味を探っていく。公証人の登場と文書量の増加という一二世紀以来の流れのなかで、都市はいかなる目的でカルチュレールを編纂したのか。また、その編纂作業を担った社会集団の活動は、都市社会においてどのように位置づけられるのか。こうした点の検討から、本稿では以下のような指摘を行なった。都市トゥールーズのカルチュレールは、一二世紀初頭の都市と周辺諸勢力との関係のなかに自らを位置づける手段として作成され、都市アイデンティティを象徴する書冊と看做されていた。これには、一二世紀後半以降の都市における公証人による文書作成の慣行が背景にあり、都市のコンシユルは、公証人が作成した文書の有効性を強調することで、トゥールーズの公証人の文書に特権的な地位を与えていた。こうしたコンシユルの権力と密接に結びついた公証人の存在が、都市カルチュレールの有効性を都市内外に示すことを可能にしていたのである。

史林 九〇巻二号 二〇〇七年三月

はじめに

南西フランスに位置する都市トゥールーズでは、一二世紀初頭に都市の諸特権や規約がまとめられ、二部の記録簿に書き写されることになった。この記録簿は、都市トゥールーズの市政役人（コンシユル）が公証人に命じて編纂させた都市

最初のカルチュレール（cartulaire：証書写本集成）である。^①公証人の登場と文書量の増加という一二世紀以来の流れのなかで、南フランス都市によるこのカルチュレールの編纂はいかなる意味を有するのであろうか。本稿では、これまでほとんど顧みられたことのない都市カルチュレール編纂の目的を明らかにし、この編纂作業を担った社会集団Ⅱ公証人の活動に光を当てることで、都市トゥールーズにおける法文化の実態を探っていきたい。現在、トゥールーズの自治都市としての姿には修正が加えられているが、本稿での作業はそうした都市像の読み替えに貢献するとともに、新たな都市トゥールーズの姿を提示する契機にもなるだろう。また、中世フランスの都市カルチュレールに関する研究が欠如する現状においては、^②今後の都市カルチュレール研究の指針を提示する試みともなるはずである。

一三世紀初頭以前のトゥールーズ市政に関しては、ほとんどのオリジナル文書が現在までに紛失しているために、このカルチュレールはこれまでも貴重な史料として注目を集めてきた。しかしその関心は、あくまで都市の「自治」に関わる特権文書などに限定されていたと言える。E・ロシャール、R・リムーザン・ラモート、J・H・マンデイら多くの研究者は、コンシユルによる統治体制であるコンシユラ制度の起源とそれに影響を与えた政治的・法的变化との関連で、こうしたトゥールーズの「自治」を明らかにしてきた。^③これらの研究は、「自治」をトゥールーズ伯とコンシユルとの対立の図式によって理解するものであり、コンシユルが伯との闘争のなかから裁判権や税の免除などの諸特権を勝ち取っている、「自由と自治」を享受したという観点に立っている。その結果、トゥールーズは、南フランスの他都市をはるかに凌ぐ諸特権を有する都市であり一二世紀末から一三世紀初頭にかけてのラングドック地域の主要都市のなかで唯一、コンシユルの下に統一された自治都市であると看做されることになった。このように従来は、主にカルチュレールに含まれた文書群から、一二世紀後半以降に次第に「自治」を獲得していく都市の姿が確認されてきたのである。研究対象として都市を特権的に重要視するこうした諸研究は、分析の対象をもつばら都市内部の社会関係に限定し、周囲と対立する閉鎖的な都市像を提示する傾向にあったと言える。^④

しかし、カルチュレールを主要史料とするこうした自治都市論は一九七〇年代を境に収束に向かう。一方で、ここ三〇年来の中世南フランス都市史の動向としては、都市―農村関係に焦点を合わせた研究あるいは領主制や集村化に関する研究など、都市を含む領域的な社会構造の分析へと対象がシフトしてきた。^⑤都市トゥールーズに關しても、トゥールーズ伯による領域支配全体のなかに都市を位置づけて理解するという同様の傾向が見られ、広いコンテキストのなかで都市が捉えられているのである。たとえば、L・マセはトゥールーズ伯の権力構造を明らかにする研究のなかで、都市のコンシユールの活動を領域支配を展開する伯行政の枠組みで捉えているが、ここでは都市「自治」の観点は後退し、都市行政を担う勢力も伯の家臣集団の一部として位置づけられている。^⑥またT・N・ビッソンは、近年の動向を踏まえて、一二世紀半ばから一三世紀初頭の都市を、「自治」の観点からではなく領主制の枠組みで理解する必要があると指摘する。^⑦一二世紀半ば以降の都市トゥールーズの権力は、先述のように、従来は伯とコンシユールとの対立の構図で捉えられてきた。しかしビッソンによれば、こうした都市の権力は依然として伯の領主権のもとにあり、フランシーズの授与もこの領主権の枠内で捉えられるべきものだという。また、コンシユールが都市規約を制定したり裁判権を行使していたとしても、それらの権限は伯由来のものであり、コンシユールと伯との対立は見られないし、交易や債務に關しては、むしろ伯とコンシユールとの協同という側面が強いというのである。つまり、従来の「自治」の観点では、都市の役人(コンシユール)やその団体(コンシユール)が伯の権限を制限していく中で「自治」が実現されたとされてきたが、マセやビッソンによれば、都市の代表と伯との關係は、伯・家臣間の關係と同様に、私的な忠誠の絆によって維持されるものであった。都市内部に視点を限定する傾向にあった前者に対して、後者においては伯の領域支配の展開という視野のもとで伯と都市との關係が論じられ、トゥールーズに居住する都市貴族は伯の家臣集団として位置づけられているのである。

ところで、これらの研究は都市を中世社会に位置づけなおす上で非常に示唆に富むものであるが、領主制的な枠組みのなかに都市を位置づけて捉え、かつての自治的な都市像を過度に解体していくあまり、都市の「共同体」としての姿を不

明瞭にしてしまっていると言える。つまり、領主制的な世界のなかにあっても、なお都市を都市たらしめていたものは何だったのかという疑問を生じさせずにはおかないのである。一二世紀半ばから一三世紀初頭にかけての都市ツールズはすでに都市としての一体性を有しており、たとえ伯とコンシユルの協働性が顕著であったとしても、この一体性が存在したことを否定することはできないであろう。こうした問題点は、従来の研究がカルチュレールをバラバラの文書の単なる寄せ集めとして捉えてきたことから生じていると考えられる。しかし、カルチュレールは雑多な文書を含む単なる寄せ集めの史料ではなく、その史料全体がある目的のもとに編纂されているのであり、特権文書以外も含めてその総体を分析する必要があるのである。この点でビッソンも、都市の特権文書の読み替えの可能性を示唆してはいるものの、カルチュレール編纂の具体的な様相にまでは迫っていない。

このような、単なるコピーの寄せ集めではなくひとつのまとまりをもった史料としてのカルチュレールへの注目、近年の修道院カルチュレール研究の隆盛によってもたらされたものである。フランスの多くの修道院では、主に一一・一二世紀以降に、建立以来発給された文書群が冊子の形でカルチュレールに編纂される。カルチュレール編纂の目的は多様であるが、多くの場合、修道院は周辺の貴族や教会といった対立する社会集団に対抗するために、固有の政治的意図のもとに文書を選別しカルチュレールを作成したことが指摘されている。ときには自らの立場に不利な文書を破棄しさえしつつ、記憶の操作、改変を試みたのであり、カルチュレールの編纂には修道院の政治的意図が働いていたのである。^⑧ところが、こうした修道院カルチュレールの研究がかなりの蓄積を見せつつあるにもかかわらず、都市カルチュレールの研究はいまだほとんど存在していない。

そこで本稿では、ビッソンの研究成果を継承しつつ、カルチュレールを読み直すことで、都市像の読み替えをも試みる。都市ツールズのカルチュレールを総体的に分析することによって、都市が領主である伯に限定されないより広範な周辺諸勢力と関係をもち、これに大きな関心を抱いていたことが明らかになるはずである。さらに、こうしたまとまり

をもった史料としてのカルチュレールの作成を可能とした社会的条件を探ること、都市固有の法文化の存在が明らかとなり、これが都市社会を他の領域から弁別する指標となっていたことも明らかとなるであろう。まず第一章において、本稿が主に対象とする都市のカルチュレールの特徴をまとめておく。つぎに第二章で、カルチュレールの内容を読み解きながら都市の「自治」を再検討し、都市と上位権力との関係を整理し直すとともに、都市が周辺領域の諸勢力とのあいだにどのような関係を築いていたのかを考察する。その上で、カルチュレールがなぜ、どのように編纂されたのかについて検討を加える。第三章では、公証人の活動や彼らとコンシユルの結びつきに注目し、この時期の都市社会における文書と法的行為との関わりという観点から都市固有の法文化の存在を指摘し、都市を他の社会組織から弁別する指標を提示したい。

① Archives municipales de Toulouse: AA1, AA2. 以下の記録簿は「ミナシのカルチュレール」(AA2)と「フルのカルチュレール」(AA1)として知られている。詳しくは第一章を参照。

② この点に関する近年の研究状況については、次の文献を参照。C. Gauvard, 'Théorie, rédaction et usage du droit dans les villes du royaume de France du XIIe au XVe siècle: esquisse d'un bilan', in: P. Monnet, O. Gerhard Oexle (Hg.), *Stadt und Recht im Mittelalter/La ville et le droit au Moyen Âge* (Göttingen, 2003), pp. 25-71.

③ E. Roschach, 'Sur la commune de Toulouse', dans: Cl. Devic et J. Vassète, *Histoire générale de Languedoc*, éds., Auguste Molinier et al., 15 vols., (Toulouse, 1872-1904), t. 7 (1879), pp. 213-53; R. Limouzin-Lamothe, *La commune de Toulouse et les sources de son histoire (1120-1249): étude historique et critique suivie de l'édition du cartulaire du consulat* (Toulouse, 1932); J. H. Mundy, *Liberty and Political Power in Toulouse, 1050-1230* (New York, 1954); J. H. Mundy, *Society and Government at Toulouse in the Age of the Cathars* (Toronto, 1997); 渡辺昌美「中世南フランス史研究の覚書——異端と騒乱の時代から。而して執政府都市を中心として——」『史学雑誌』六六—一九五七年、四九—六五頁および同雑誌六六—四、一九五七年、二七—四四頁・同「南フランス中世都市トゥールズ研究の近況——ウォルフ・マンディその他の近業をめぐって——」『史学雑誌』六八—一九五九年、七八—九五頁。

④ その後のマンディの研究も都市内部に視点を限定するものが多い。J. H. Mundy, 'Charity and social work in Toulouse, 1100-1250', *Traditio: studies in ancient and medieval history, thought, and religion*, 22 (1966), pp. 204-287; J. H. Mundy, *Men and Women at Toulouse in the Age of the Cathars* (Toronto, 1990). 一方、桂秀行は「マンディを敷衍する形」、都市の周辺領域に対する「コンタート支配」についで論じている。この点については第二章を参照。桂秀行「中世都市トゥールズの領域政策（一一五〇—一二三〇年）」『社会経済史学』四四—

五、一九七九年、四七一―四九七頁。

- ⑤ K. Reyerson and J. Drendel, eds., *Urban and Rural Communities in Medieval France, Provence and Languedoc, 1000-1500* (Leiden, 1998); M. Bourin-Derruau, *Villages méditerranéens en Bas-Languedoc: genèse d'une sociabilité, Xe-XIe siècle*, (t. 1: *Du château au village, Xe-XIIe siècle*; t. 2: *La démocratie au village, XIIIe-XIVe siècle*) (Paris, 1987); 加藤玄「中世後期南西フランスにおけるバステイアの創設——十三世紀後半から十四世紀初頭のアジユネ地方を中心に——」『地中海学研究』二四、二〇〇一年、二九―四六頁。また、近年の中世南フランス都市史研究の動向について適切な見通しを示しているものとして、次の文献を参照。加藤玄「『都市』と『農村』のはなまへ——中世南フランス都市史研究の「動向」——」『年報 都市史研究』一四、二〇〇六年、一一―一四六頁。

⑥ L. Macé, *Les comtes de Toulouse et leur entourage, XIIe-XIIIe siècles* (Toulouse, 2000).

- ⑦ T. N. Bisson, 'Pouvoir et consuls à Toulouse (1150-1205)', dans: H. Debax, éd., *Les sociétés méridionales à l'âge féodal (Espagne, Italie et sud de la France Xe-XIIIe siècles): Hommage à Pierre Bonassie* (Toulouse, 1999), pp.197-202. コマンメンザ、われまへ十三世紀ラン

第一章 都市カルチュレールの諸特徴

カルチュレールとは、「特定の個人、組織の必要性により、関係ある証書またはその梗概を書冊の形に編纂したもの」であり、この編纂の目的や動機は多様であるとされる^①。九世紀初頭にフランス東部に現れ始めるカルチュレールは、一・一二世紀を通じてそのほとんどが教会または修道院の作成したものであったが、一三世紀になると俗人領主、国王尚

グドックにおける集会と代表制の起源を探る中で共同行為の問題を扱っていた。以下の文献を参照。T. N. Bisson, *Assemblies and Representation in Languedoc in the Thirteenth Century* (Princeton, N.J., 1964); T. N. Bisson, 'The general court of Agenais: a reconsideration', *Parlements, Estates & Representation* (Parlements, États & Représentation), 20 (2000), pp. 23-30.

- ⑧ 本稿では、われまへな点で以下のような修道院カルチュレールの研究から示唆を受けている。O. Guyotjeannin, L. Morelle et M. Parisse, eds., *Les cartulaires, Actes de la T.D.R. 121 du C.N.R.S. (Paris, 5-7 décembre 1991)* (Paris, 1993); K. Heidecker, ed., *Charters and the Use of the Written Word in Medieval Society* (Turnhout, 2000); P. Chastang, *Libre, écriture, transcrire: Le travail des rédacteurs de cartulaires en Bas-Languedoc (XIe-XIIIe siècles)* (Paris, 2001); 岡崎敦「フランスにおける中世古文書学の現在——カルチュレール研究集会（一九九二年一月五日―七日、於パリ）に出席して——」『史学雑誌』一〇二、一九九三年、八九―一〇頁；松尾佳代子「カルチュレールを読む——十二世紀初におけるサン・メクサン修道院とリノージニヤン城主——」『史林』八八、二〇〇五年、一一五―一二七頁。

書局、大学、都市、特定個人によっても作成されるようになる。このため、コピーの集成という共通の特徴はあるものの、「文書史料の、選択的か網羅的かを問わない、組織的なあらゆる転写」^③を包括するカルチュレールという史料類型は、作成年代や形態の点で非常に雑多な史料群を含むことになるのである。

さて、本稿が対象とするカルチュレールは都市トゥールーズが一二〇五年から翌年にかけて作成したものである。これまで特に注目を集めてきた修道院カルチュレールとは異なり、都市が作成するカルチュレールの特徴は一般には、実務的な目的に沿った記録の保存という点にあるとされる。しかしトゥールーズのカルチュレールは、単なる実務的な台帳としての性格ではなく、一三世紀初頭の都市社会における法文化のあり方を反映した特徴を持ち合わせているのである。詳しくは次章以降で検討するが、本章ではその前提として、都市トゥールーズのカルチュレールの特徴を簡単に整理しておきたい。

トゥールーズのコンシユラが作成した最初のカルチュレールであるこの記録簿は、一二世紀以降にトゥールーズ市民に授与されたフランシーズや諸特権の最古の証書集成であり、トゥールーズ市古文書館にAA1およびAA2の分類番号で収蔵されている。^④一三世紀初頭の都市トゥールーズはシテ *civitas* とブル *suburbium* という二元構造をもつ都市であり、コンシユールもシテとブルから同数選出され、市政にあたっていた。その状況を反映してシテとブルそれぞれに、ほぼ同一である二部の記録簿が作成されたわけである。そのためこれらの記録簿は後世に、それぞれ「ブルのカルチュレール」(AA1)、「シテのカルチュレール」(AA2)と呼ばれることになる。

カルチュレールに収められた証書の内容は多岐に渡るが、大まかに分けると、伯の発給した証書と都市共同体の文書に二分できる。具体的には前者が、トゥールーズ伯によるフランシーズやオールドナンス(勅令)、そして後者が、都市規約、コンシユラ法廷の判決記録、周辺領域の領主・諸集落の代表者との和解協定、都市による不動産の獲得を記した文書などである。もともと古い証書は一二〇年ごろのものであり、一三世紀初頭の編纂作業のあとで断続的に書き継がれていっ

た結果、一二七九年四月二五日の証書が最後となっている。

カルチュレールの一通から七一通までは、公証人ウイレルムス・ベルナルドゥスが転写の任にあたっている。転写作業は一二〇五年二月から一二〇五／六年九月にかけて行なわれた。それぞれ一通から五四通までが一二〇五年二月から三月、五五通目が一二〇五年五月、五六通から七〇通が一二〇五年八月と九月、最後の七一通目が一二〇五／六年九月に転写されている。^⑤ 七一通までは、AA1とAA2に相違はほとんど見られないことから、ウイレルムス・ベルナルドゥスの意図は同一の記録簿を二部作成することにあつたと推測できる。^⑦ 七二通目以降はその後、別の公証人によって書き継がれていくことになるが、AA1とAA2に収められる証書にはズレが生じてくる。一二七九年まで書き継がれていたAA1には全部で一〇四通が収められている。AA2には全部で八六通が収められているが、七二通以降の一五通のうち一一通は、順番は異なるもののAA1にある文書と同じである。^⑧

さて、カルチュレールに転写された文書のオリジナルはほとんどが紛失してしまっており、リムーザン・ラモートによるとわずか五通のみが残存しているにすぎない。^⑨ その内容や形式を比べると、ほぼ元の文言のまま入念にオリジナルからの転写がなされており、要約などの処理は加えられていないという。^⑩ 詳しくは第三章で扱うが、都市のカルチュレールは、各証書を一言一句違わずコピーした文書の集成という点を特徴としてもっており、そうしたコピーを作成する公証人の存在が都市社会において重要な意味をもっているのである。

① 渡辺節夫編『歴史学と現代社会——パリの歴史家たちとの対話』山川出版社、二〇〇〇年、一六六頁。

② Georges Declercq, 'Origins and Cartulaires: The Organization of Archival Memory (Ninth-Eleventh Centuries)', in: K. Heidecker, ed., *Charters...*, pp. 147-170; Laurent Morelle, 'The Metamorphosis of Three Monastic Charter Collections in the Eleventh Century

(Saint-Amand, Saint-Riquier, Montier-en-Der)', in: K. Heidecker, ed., *Charters...*, pp. 171-204.

③ 岡崎敦前掲論文、九二頁。

④ Archives municipales de Toulouse: AA1, AA2. 下記の記録簿は次の文献に於いて刊行された。^⑪ R. Limouzin-Lamothe, *La commune de Toulouse...*, 447. AA内の証書の相互関係については E.

Rosbach, *Inventaire des archives communales antérieures à 1790*, vol. 1, (Toulouse, 1891).

- ⑤ トゥールーズの証書に記される日付の情報は「月、fieri、国王、伯、司教、年」であり、日にちを特定することは不可能である。なお、七二通目の証書の年号は一二〇六年であるが、リムーザン・ラモートは年号のミスで二二〇五年の可能性もあると指摘している。R. Limouzin-Lamothe, *La commune de Toulouse*., pp. 44-45. ところで、トゥールーズでは二世紀末に、一年の始まりの日が三月二五日（聖母マリアお告げの祝日）から四月一日に変更されており、他都市には見られない日付の計算方式が採用されている。Ch. Higounet, 'Style du I^{er} avril à Toulouse au XII^e et au XIII^e siècles', *Annales du Midi*, 49 (1937), pp. 157-177; J. H. Mundy, *Liberty and Political Power*., pp. 115-117.

- ⑥ AA1とAA2とno. 69とno. 70の順番が逆になっている点と、転写した日付にズレが確認できる点で、若干の相違はあるものの、証書の内容に関しては転写ミスと思われる箇所を除きまったく同じである。転写の日付にズレが見られるのは、日をまたいで転写の作業が進められていたためだと考えられる。

- ⑦ ここでは文書の形態に踏み込む余裕はないが、羊皮紙、字体、罫線、折丁、余白などさまざまな点で両者では同様の体裁がとられている。

第二章 都市の「自治」とカルチュレールの編纂

都市トゥールーズの最古の都市証書集であるこの二部のカルチュレールは、一三世紀初頭以前の都市行政を知る上で非常に貴重な情報源としてこれまでも注目されてきた。従来の都市史では、このカルチュレールに収められた個別の証書

詳しうて、R. Limouzin-Lamothe, *La commune de Toulouse*., pp. 9-13.

- ⑧ AA2: 76, 77, 83, 84とAA1にはない。以下では特に断りのない限りAA1の番号で示す。なお、七二通目以降の文書には転写の言及がない証書も含まれており、これらの文書が果たしてオリジナルから転写されたものであるかどうか判別することは困難である。つまり、カルチュレールの書冊にオリジナルとして直接書き込まれた可能性もある。転写の情報については第三章を参照。

- ⑨ AA1: 9, 12, 25, 27, 39.

- ⑩ R. Limouzin-Lamothe, *La commune de Toulouse*., pp. 47-51. ただ不注意によると思われる綴りや文法のミスはあるため、現代の基準からすれば完全なるコピーとは到底言えない代物ではある。また、ウィルムス・ベルナルドウスによって同時に書かれた二部をそれぞれ比較してみると、縮約の仕方も異なっていることがある。さらに、固有名詞の綴りもしばしば異なっているが、これは、固有名詞をラテン語の形式に直す難しさによるものか、あるいは転写者が転写当時の常用の形式に近づけたためと考えられる。しかし、二部の異本を比較すれば、公証人がいかに入念に転写作業を実行したかということは歴然とされている。

から都市が獲得した諸特権の情報が抽出され、トゥールーズにおける「自治」の実態が明らかにされてきた。それに対して本章では、カルチュレールに収められた伯発給のフランシーズ文書以外の文書にも目を向けて、カルチュレールの全体的な構成を検討した上で、都市を同時代のコンテクストに位置づけてみたい。そこで、まず「自治」の証拠とされてきた伯からのフランシーズ文書を改めて取り上げて再検討し、都市と上位権力との関係を整理し直す。つづいて、フランシーズ文書以外の文書に注目し、そこから浮かび上がってくる都市と周辺領域との関係性がどのようなものであったのかを考察する。その上で、カルチュレールが編纂された目的を明らかにしたい。

（一）都市トゥールーズの「自治」

南フランス都市の「自治」は、コンシユラとの結びつきのもとで理解されてきた。コンシユラ *consulatus* とは市政を担当するコンシユル *consules* と呼ばれる都市役人の団体のことであり、このコンシユラの出現が南フランスの都市運動を特徴づけている^①。都市トゥールーズでは一二世紀後半にコンシユラが登場するが、これには良識者 *probi homines* と呼ばれる貴族層が主導的な役割を担っていた。コンシユラは、トゥールーズ伯の諮問的・審議的機関である共同評議会 *commune consilium* によって補佐されていたが、この評議会の構成メンバーも主に貴族層の人々であった。一一五二年の証書では「トゥールーズのシテとブルの共同評議会」が伯の同意のもとで都市規約を制定している。ここではカピトゥル *capitularii* が都市を代表しているが、彼らがコンシユルとも呼ばれることになる勢力である^②。もともとトゥールーズは都市領主であったトゥールーズ伯の拠点であり、一二世紀半ばまで都市は伯の同意なしに法的な決定を下すことはできなかった。しかしこれ以降、伯は折に触れて自らの権利の一部を都市に譲与していく。そのなかには、伯の上級裁判権や貢租徴収権も含まれていた。カルチュレールには、そうした伯からのフランシーズ文書が収められており、トゥールーズ市民が税の免除や裁判権など、さまざまな特権を伯から与えられてきたことが示されている。たとえば、伯アルフォン

ス・ジュールダンは、一一四一年にワインと塩に関して税の免除を行ない、一一四七年には直接税の一種 *questia* と関税 *tolta*、および強制貸付 *presta* の免除を行なっている。^⑤ 裁判権については、一一八九年に伯レーモン五世とコンシユルの間で交わされた相互誓約において、伯は都市における民事のみならず刑事の裁判権もコンシユルに譲与している。^⑥ こうしたフランシーズは伯から諸特権を獲得した証拠として見なされてきたものであり、たとえば J・H・マンディは、この一一八九年の裁判権の獲得をもつてトゥールーズのコンシユルが権力の頂点を迎えたたと捉えている。^⑦ マンディの図式に従えば、都市トゥールーズはアルビジョワ十字軍以前には、コンシユラ制を基盤としてトゥールーズ伯から大幅な諸特権を獲得しており、南フランスでは他に類を見ないほどの伯からの自立を果たしていた。しかしトゥールーズが享受していた「自由と自治」は、アルビジョワ十字軍での敗北とその後のフランス王権の進出により一三世紀の半ばには失われることになったという。「一二世紀は、都市の自治と自由の衰退および君主権の上昇を目撃する」という見方は、従来の都市史においてほぼ共有された考え方であった。^⑧

しかし先述のとおり、上位権力から権力を篡奪する形で「自治」を展開する都市という図式は、その後の研究において修正されるに至っている。^⑨ L・マセによると、レーモン五世の治世にトゥールーズの都市参事会の有力家系に属する人物やコンシユルが伯の取り巻きとして登場しており、レーモン六世とレーモン七世のもとでは、伯法廷における都市の有力者の存在はさらに明確になる。これらの都市民と伯のつながりは非常に緊密であり、伯はさまざまな有力市民を登用し、彼らの支持を取り付けていた。^⑩ たとえば、都市の有力者の代表団は、一一四九年五月にレーモン五世に随行してペジエに赴き、サン・テオダール修道院長との合意に立ち会っている。ここでは、コンシユルを輩出する家系に属する四名が伯の誓約の保証人となっている。^⑪ また、アルビジョワ十字軍の最中の一二一四年四月に伯の居城であったナルボネ城が教会に差し押さえられた際に、レーモン六世と息子および兩人の妻は、すぐさま元コンシユルのダウイド・ド・ロエの邸宅に身を落ち着けた。彼らは少なくともそこに一年間滞在していたという。さらに、アルビジョワ十字軍に敗北したレーモン七

世がバリの牢獄に入れられていた際に、伯に付き随っていた二〇名の人質はほぼ全員がコンシユルの家系に属する人物であった。このようにトゥールーズの有力市民やコンシユルは積極的に伯行政に参加し、かなりの程度、伯と利害関係を共有していたのである。

伯は家臣とのあいだに、「誠実 *bona fide*」という価値に根拠を置く私的な結びつきを形成していたが、これらの事例からは、伯と都市のコンシユルのあいだにも同様の関係が結ばれていたことがわかる。また、伯の第一の美德は「良き正当な」領主であることであつたが、伯による特権の授与はまさしく「気前の良さ」の表れなのである。つまり、伯による税の免除や裁判権の譲与は、都市のコンシユルが伯との対立のなかで勝ち取ったものというよりは、あくまで伯との協同関係のなかで与えられたものとして捉えられるのである。一一八九年の伯とコンシユルとの相互誓約において刑事・民事の裁判権が譲与されたことは、マンデイにはコンシユルの権力が頂点を迎える事件と映った。しかし、ここでも伯の「法と支配」が慎重に留保されていることから、都市内部の事件に関する裁判権を付与することに関して、伯はさして問題視していなかったと考えられる。むしろ都市の有力者は伯の家臣として伯と個人的で親密な関係を築いており、都市に与えられた諸特権は、「誠実」であることに對する伯の「気前の良さ」を示すものである。

以上、先行研究の指摘を踏まえて、伯と都市の有力者との関係を軸に「自治」を捉え直してきた。寡頭制により都市統治を担う存在であつた都市の有力者は、一方で、伯から恩恵を受け、伯と密接な関係を築いてもいた。「自治」論では都市の有力者は「伯との対決」の姿勢で捉えられてきたが、ここで確認したように、彼らは「伯との協調」の姿勢をとっており、伯とコンシユルとは「私的な忠誠の絆」で結ばれる関係であつたのである。それでは、上位権力とこうした関係を結ぶ彼らは、その一方で都市の周辺領域とはどのような関係を取り結んだのであろうか。次節では、都市と周辺領域との関係性を探っていきたい。

(二) 都市と周辺領域との関係

カルチュレルには、上位権力との関係を示す伯からの権利証書のほかに、都市トゥールーズが周辺領域の領主や諸集落と結んだ和解協定の証書も含まれている。^⑭ 本節では、一二〇二年六月一〇日から一二〇四年六月一四日にかけての全部で二二点の和解協定の文書を中心に分析することで、都市と周辺領域との関係性を明らかにするとともに、都市を同時代のコンテクストに位置づけてみたい。

これらの一連の和解協定の文書は、都市の「周辺領域に対する征服」活動の証拠としてこれまで捉えられてきた。たとえば、J・H・マンディは、都市トゥールーズが近隣の領主や諸集落に対する「軍事遠征」を行なったと考え、この「軍事遠征」を、この時期にコンシュル職の大半を占めることになった新興家系（商人・両替商・若干の手工業者）の利害を反映したものであると指摘している。^⑮ マンディは、和解協定に都市周辺領域における通行税の確認・軽減・撤廃が記されているものがあることを根拠として挙げ、「市民軍 *communis exercitus*」に支えられた「軍事制庄」という側面を強調する。^⑯ つまり、南フランスにおいて比類なき「自治」を達成したトゥールーズのコンシュルたちがその影響力を周辺領域にまで拡大していく過程として、この和解協定を捉えているのである。カルチュレルに収められたフランシーズ文書の分析をもとに築かれた自治的で周囲と対立する都市像が、これら和解文書の分析の前提ともなっていると見えよう。他の研究者の見解も、このマンディの見方に与するものとなっている。従来のトゥールーズ史の理解においては、アルビジョワ十字軍以前の都市トゥールーズはイタリア諸都市に比肩しうる「コンタード」支配を展開しており、言わば「トゥールーズ共和国 *republique toulousain*」とでも呼べる状況が実現されていたとされる。^⑰ コンシュラが「自治」を展開していくなかで、都市の周辺領域への征服活動を行ない、それらの地域を支配下においたと考えられているのである。

たしかにこれらの和解協定からは、トゥールーズの「市民軍」による集落の包囲^⑱あるいは集落の代表者をトゥールーズ

のコンシュラ法廷に召喚した上での賠償の約束^⑮などを読み取ることはできる。しかしそれはマンデイの言う周辺領域への征服活動として捉えられるものではない。ここでは、カルチュレールに収められることになったこれらの和解の協定文書を具体的に見ていくなかで、同時代の都市と周辺領域との関係を明らかにしていきたい。

一二〇二年六月一日、コルバリユのラムンドウス・ゲラルドウスら四名がトゥールーズのコンシュルの人質となった。その原因となったのは、コルバリユのカストルムの領主や騎士たちがトゥールーズ市民に対して行なった「略奪・侮辱・不正」であった。四名は「コルバリユのカストルムのすべての領主・騎士・良識者を代表して」「自身の身体を差し出して」トゥールーズのコンシュルの管轄のもとに入り、人質となったのである。彼らは、トゥールーズの法に服することを「自身の身体にかけて約束し、聖なる福音書に触れて誓約した」。これに続いて、ウイレルムス・デ・トゥッレら五名が、コルバリユの騎士の懇願を受け、人質がなした約束についての保証人となって誓っている。人質の四名はコンシュルの審問に服し、賠償として二〇〇〇トゥールーズ・ソリドウスの支払いが定められた^⑯。

同じような事例は、一二〇二年八月五日にトゥールーズのコンシュルとヴィルミュルの領主たちとの間で取り結ばれた和解協定の文書にも見られる。ヴィルミュルのベトルスら七名がトゥールーズのコンシュルに「自身の身体を差し出して」、同郷のベルランドウスがトゥールーズにやつてくるまでの間、人質のままでいることになった。七名はベルランドウスとともにコンシュルの審問に服することを誓約し、このことについてアリベルトウス・ディパンタレら五名が保証人となった。その後、トゥールーズに到着したベルランドウスは、コンシュラ法廷にて、同郷の人々がこれまでに犯したすべての罪に対する賠償を約束し、その額は四〇〇〇トゥールーズ・ソリドウスと決められた^⑰。しかし、このヴィルミュルの件では、賠償の取り決めのあと、トゥールーズとヴィルミュルの両者のあいだでべつに和解が取り結ばれることになった。ヴィルミュルの側が、これまでに蒙った「不正・略奪・侮辱・復讐」について、トゥールーズ側にこれ以上の要求を放棄することを約束し、逆にトゥールーズの側も同様の約束を行なっている。ここでは、お互いがこれまでに行な

ってきた「不正・略奪・侮辱・復讐」を赦免し合っているのである。

このような都市トゥールーズと周辺領域の領主や諸集落の代表者とのあいだで交わされる相互赦免は、他の和解協定にも見受けられる。^{②③}一二〇二年六月にトゥールーズのコンシユルとオービエ領主オド・デ・モンテ・アルトの間で結ばれた和解協定を見てみよう。オドは「自らの善き意志によって」、「カストルムのすべての騎士とすべての人々を代表して」、かつてトゥールーズのシテとブルの騎士や人々がオドならびにカストルムの騎士や人々に対してなした「不正・略奪・侮辱・復讐」を理由として、トゥールーズの人々に要求できるすべてのことを放棄すると約束した。そしてこのあと二四名の「トゥールーズのシテとブルのコンシユル」が、「協議を行なったうえで」全く同じ内容を逆にオドに対して約束している。^{②④}

このような和解協定文書の内容から、トゥールーズのコンシユルに人質を差し出している事例や賠償を約束している事例も、従来指摘されてきたような「周辺領域への征服」を示唆するものではないことが指摘できるであろう。トゥールーズと周辺領域の諸勢力とが同列に「和解」を結んでいる多くの事例からは、^{②⑤}そうした「軍事制圧」以外の要素を読み取ることができる。つまり、トゥールーズが優位にたっている場合もあるとはいえ、トゥールーズと周辺領域の諸勢力との間で繰り返されていた復讐の連鎖を食い止めるために和解協定が結ばれたと考えられる。というのも、「債務・物々交換・保証・封」などに関しては引き続き権利を主張できる旨、留保の条件が記されているからである。^{②⑥}都市トゥールーズと周辺領域の諸勢力との間には、個人レベルでさまざまな契約関係が結ばれていたが、^{②⑦}その一方で、「不正・略奪・侮辱・復讐」などを理由としたフェーデも繰り返されていた。これらの和解協定は、略奪行為や復讐のための人質捕縛を制限しようとするものであったが、その目的はフェーデ等による契約関係の不履行を避けることにもあったと考えられるのである。さて、都市トゥールーズは、これらの略奪行為や「復讐」と呼ばれる行為に関する都市規約を定めてきた。都市と周辺領域の諸勢力との和解協定の背景にあったフェーデ慣行について、都市がいかなる規定をなしていたのか、次に見ていこ

う。一二五二年の都市規約には、市民が何らかの被害を蒙った場合、加害者と同郷の人物を人質として捕縛してもよいという、「復讐」*marca, marcha*」の慣行に関する規定が見られる。^④この規定は大略以下のようなものである。「トゥールーズ地方に居住するすべての人々は、トゥールーズのシテとブルのなかでは安全を保障される。……しかし、トゥールーズ周辺地域のある者が市民からある物品を奪い、市民に悪事を働いたならば、犯人の出身のカストルムないしヴィラの領主に「その旨が」通告される。同領主が「補償の」要求を拒絶した場合、被害者「の市民」は当該カストルムないしヴィラの住民を誰であれ人質にとるべし。……然るのち、その者を自らの家屋に連行するのであるが、途中、誰も捕縛者に暴力を加えてはならない。そしてその人質を「犯人に代わる」保証人として提示する。その後、捕縛者の安全は充分に保障されなければならない。件の人質に代わって保証人となることを望む者が「他に」いなければ、捕縛者は当日あるいは翌日に、人質を広場に連れ出し、良識者の審判に委ねるべし。良識者の審判により人質を保持しえぬことになれば、人質の権利が回復される。……」このように一二世紀半ばの都市規約には、都市民が蒙った被害の補償を引き出すために人質をとる行為について規定されている。

また、一二〇三年二月一二日の都市規約にも、「略奪」*rapina*」に対する補償を引き出すための人質捕縛の規定が見られるため、蒙った被害の補償を引き出すために人質をとるという行為は、一三世紀初頭に至るまで同様の慣行として続いていたと考えられる。この規約ではさらに、略奪を受けた者は、「自身の朋友あるいは援助者とともに *cum amicis et adiutoribus suis*」犯人の出身のカストルムないしヴィラに騎馬で赴き、そこの人々あるいは家畜を殺害したり、略奪を行なってもよいとされ、もしそのときに自身あるいは援助者が逆に殺されるか怪我を負うなどの損害を蒙った場合には、かつて蒙ったすべての略奪行為と合わせてそのことについても補償を求めることができるとされている。

このように、都市は周辺領域との間で繰り返し返される人質捕縛あるいはフェーデ的な慣行を都市規約において規定してきた。これらの都市規約はトゥールーズの側からの視点によるものであるが、先に見た相互赦免の和解協定の存在から、そ

うした行為は実際には双方の間で繰り返されていたことが推測される。つまり、当時の南フランス社会において「復讐」の慣行とは、被害者が一族郎党とともに加害者に対して行なうフェーデとしての側面をもっており、被害に対する補償が得られない場合には人質を捕るという行為は許されていたのである。言わばルール化された「復讐」として、人質捕縛の慣行を捉えることができるであろう。一連の和解協定の文書は「周辺領域の征服」の証拠ではなく、度重なるフェーデの解決を生み出す周辺領域との交渉の成果なのである。^②

以上、和解協定の文書および都市規約を検討してきた。都市規約には、都市と周辺領域の間で繰り返されていた略奪行為や補償を引き出すための人質捕縛の慣行についての規定が見られるが、それは一二世紀半ばから一三世紀初頭にかけて都市トゥールーズが、周辺領域の領主や諸集落との間に結ばれる関係に高い関心を抱いていたことを示している。一連の和解協定の文書は、そうした関係構築のための交渉の結果として捉えられよう。そして、伯からのフランシーズ文書とともにこれらの和解文書や都市規約がカルチュレルに収められているという事実が示しているのは、一三世紀初頭の都市トゥールーズが、伯との関係だけでなく周辺領域の諸勢力との関係も重要だと見なしていたということである。

こうした周辺諸勢力との関係構築が要求された背景としては、一二世紀後半にトゥールーズ伯が活動拠点をトゥールーズからローヌ川流域に移したことが挙げられるだろう。伯の不在が、それまでは比較的安定的であった都市と周辺勢力の関係を変化させ、相互の政治的・法的関係に変動を生じさせたと考えられる。そして、このように外部との法的関係が曖昧になった状況でカルチュレル編纂の必要性が生じてくる。都市は、カルチュレル編纂によつて、外部勢力との関係を明確に示し、都市の一体性を改めて提示する必要があったのである。この点で、中世都市の法が空間的な性質をもつというC・ゴヴァールの指摘が重要である。都市政府がいかなる地域に裁判権を有し、どのような特権をどの地域で有しているのか、あるいはどのような周辺勢力といかなる法的関係を取り結んでいるのか。このように具体的な都市空間と法規定を結びつけることで、都市法は空間的な性質を備えることになるのである。^③この指摘を踏まえるならば、カルチュ

ルールは、個別の文書において断片的に規定された法的な都市空間を集成したものであり、書冊のなかに象徴的な形で統合されたそれらの都市空間を表現していると言えよう。伯の不在のなか、そしてこれに伴い周辺諸勢力との紛争が頻発するなか都市がこれら周辺諸勢力との関係構築による自己規定を迫られたとき、都市は伯のみならず周辺諸勢力との関係が規定されたカルチュレールによって、外部との関係性のなかに自らを位置づけようと試みたのではないだろうか。こうしてカルチュレールの主に前半に一二世紀に獲得したフランシーズ文書が、そして主に後半にカルチュレール作成と同時代のさまざまな権利関係の文書が収められた結果、カルチュレールはそのまま都市アイデンティティを表現するものになった。つまり、カルチュレールはたんなる台帳ではなく、都市のアイデンティティの核である法を書冊の形に凝縮したものと捉えられるのである^{③④}。

- ① Ph. Wolff, 'Communes, libertés, franchises urbaines. Le problème des origines: le cas des consuls méridionaux', *Les origines des libertés urbaines: actes du XVIe Congrès des historiens médiévistes de l'enseignement supérieur, Rouen, 7-8 juin 1985* (Rouen, 1990), pp. 235-241.
- ② Hec est carta de stabilimento quod fecit commune consilium Tolose civitatis et suburbii. cum consilio domini Ramundi comitis Tolose, ducis Narbone, marchionis Provincie. AAI: 4, 5.
- ③ 'consules' の語の初出は、一七六六年の都市の判決記録である。AAI: 33.
- ④ AAI: 1.
- ⑤ AAI: 2. その他他の税の免除に関する文書。AAI: 3, 12, 14, 25, 28, 34, 56.
- ⑥ AAI: 8. その他他の裁判権に関する内容を含む証書は、AAI: 4, 5, 11, 16, 24.
- ⑦ J. H. Mundy, *Liberty and Political Power...*, pp. 43-90.
- ⑧ J. H. Mundy, *Society and Government...*, p. 233.
- ⑨ R. Limouzin-Lamothe, *La commune de Toulouse...*; J. H. Mundy, *Liberty and Political Power...*; Ph. Wolff, éd., *Histoire de Toulouse* (Toulouse, 1974).
- ⑩ 北フランスのロマン運動の研究も参照。斎藤綱子「西欧中世慣習法文書の研究——「自由と自治」をめぐる都市と農村——」九州大学出版会、一九九二年。
- ⑪ これらの市民の出自は、商人出身の古い貴族家系 (Barrau 家や Rouaix 家)、『新興家系 (Capdenier 家)』、最古の家系 (Caraborde 家) などであった。
- ⑫ L. Macé, *Les comtes de Toulouse...*, pp. 116-119.
- ⑬ *salvis et retentis omnibus meis iuribus et dominationibus...* AAI: 8. こうした「法と支配」の留保は、伯の利害に対立する事柄に関しては、伯の権利が優先するとの規定であると考えられる。都市と伯と

の他の相互誓約においても同じ文言が確認できる。AAL: 10, 80; Vienna, ms. lat. 2210, fol. 7v-8v, published in Mundy (1954), published documents, no.4, pp. 196f.

⑭ AA1: 29, 30, 38-42, 53, 57-70.

② J. H. Mundy, *Liberty and Political Power*..., pp. 66-72, pp. 125-136; J. H. Mundy, *Society and Government*..., p. 250.

⑬ J. H. Mundy, *Liberty and Political Power*..., pp. 66-72, 125-136. 桂秀行もこれらの和解協定を「中世都市トゥールーズの周辺地域に対する政治的支配関係の生成」と捉えている。桂秀行「中世都市トゥールーズの領域政策（一二五〇—一三〇年）」、『社会経済史』四四・一五、一九七九年、四七—一九九七頁。

⑦ 今の表現は Ph. Wolf, éd., *Histoire de Toulouse*, pp. 100-103, J. H. Mundy, *Society and Government...*, pp. 233-249. 今の文獻を參照して A. Fliche, 'L'état Toulousain', *Histoire des Institutions Françaises au Moyen Âge, Tome I. Institutions Seigneuriales* (Paris, 1957), pp.71-99; A. R. Lewis, 'The Formation of Territorial States in Southern France and Catalonia, 1050-1270', *Mélanges Roger Aubenas: Recueil de mémoires et travaux publié par la Société d'histoire du droit et des institutions des anciens pays de droit écrit IX* (Montpellier, 1974), pp. 505-516.

②⁹ dum consules Tolose urbis et suburbi erant in obsidione castris
 Alii Vliaris cum communi exercitu Tolose... AAI: 53. 'communis
 exercitus' の語が登場するのは他、¹⁰ AAI: 29.

⑬ AA1: 30, 60.

②〇 近年、「コンタード」支配の根拠とされていた史料を読み直し、都市の動向を当時のコンテクストで捉えなおそうという動きも見られる。

twelfth and thirteenth centuries,' *Viator: medieval and Renaissance studies*, 33 (2002), pp. 87–99; M. Mousnier, *La Gascogne toulousaine aux XII-XIII siècles: une dynamique sociale et spirituelle* (Toulouse, 1997), pp. 347–379.

② AAA: 60.

②② AAI: 30. 人質obses への言及のあるものとしてその他に、AAI: 70.

AA1: 30, 38, 40, 41, 42, 53, 57, 58, 65.

AA1:38.

② AAA: 30, 60, 70.

② AFI: 30, 60.

② A11: 29, 53, 61, 62, 63, 64, 66, 67, 69, 70 (concordia); A11: 53, 66 (finis); A11: 39 (acorderium); A11: 66 (iudicio).

38) *exceptis debitis et baratis et fidelussionibus et feodis...* AAL: 30, 38, 40, 41, 42, 57; *exceptis debitis et baratis et firmanciis et feodis et excepta leyda et consuetudine antiqua, que debet iuste dari ad*

Altum Vilare... AA1: 53

²⁹ M. Castaing-Sicard, *Les contrats dans le très ancien droit toulousain, Xe-XIIIe siècles* (Toulouse, 1959).

⑤ AAI: 'marca, marcha: gage sasi à titre de représailles', cf. J. F. Niemeyer & C. van de Kieft, *Meinde Latinians' Lexicon Minnas* (Leiden, 2002), M-Z, p. 853. の慣行については、桂秀行前掲論文を参照。

③① AAI: 24. ただし、'marca'の語は出ていない。

③ たとはえM・オーレルは、「平和」を南フランスのコンシユラに内
在する性質と捉え、紛争を回避することがコンシユラの目的のひとつ
であると指摘している。M. Aurell, 'La chevalerie urbaine en Occi-

tanie (fin Xe-début XIIIe siècle)', dans: *Les élites urbaines au Moyen Âge, XXVIIe Congrès de la S.H.M.E.S.* (Rome, mai 1996), (Paris, 1997), pp. 71-118 (xv+12pp. 98-103).

⑬ C. Gauvard, 'Théorie...', pp. 25-71.

第三章 公証人・文書・権力

前章で確認したように、一三世紀初頭の都市トゥールーズにとつては、伯との関係のみならず周辺領域の諸勢力との関係調整も重要な課題として認識されていた。しかし、たとえ都市を取り巻くこうした状況が存在したとしても、都市内部でカルチュレールの作成を可能にする社会的条件が整っていなければ、個別の文書が冊子の形にまとめられることはなかったであろう。その社会的条件とは、都市において公的な文書を作成し、これの法的効力を保証する技術者集団である公証人と、彼らを管轄下に置き公的文書の作成を指揮したコンシユルの存在である。つまり、修道院と異なり大半の者が文字を知らない俗人たちで構成され、文書に効力を与える霊的な權威をも欠く都市社会では、文書を作成し、これに法的効力を付与する公証人・コンシユルの存在なくしてはカルチュレールの編纂は実現されなかつたわけである。このようなコンシユルの存在、そしてとくに公証人の存在こそが、都市トゥールーズの法文化を支え、都市を外部の社会組織から区分するメルクマールとなつていたのである。そこで以下では、まずコピーの集成であるカルチュレールの法的な有効性について、文書の転写という観点から考察する。文書がカルチュレールの形にまとめ上げられたとしても、これに法的な効力がなければこれが都市の法文化を担う媒体とはなりえない。公証人による転写の作業があつてこそ、カルチュレールは法的生命を与えられたのである。ついで、公証人とともに都市の法文化の担い手となつたコンシユルの活動に焦点を合わせ、カルチュレールが編纂されるに至つた法的な下地がどのように整えられたのかを検討する。

⑭ トゥールーズのカルチュレールがどこに保管されたかは不明であるが、一般に中世都市では最重要文書が特別な木箱に納められ都市の象徴である鐘楼に保管され、集会などの場で都市民に提示されていた。

(一) 文書の転写作業

オリジナルの証書とカルチュレールに転写された文書の違いはどこにあるのかといった、カルチュレールへの転写行為の意味については、これまでほとんど触れられてこなかった。本節では、公証人による文書の転写という行為について検討していく。そのなかで、オリジナルから転写した文書、つまりコピーの集成であるカルチュレールの法的な有効性がいかにして確保されていたのかについて考えたい。

まず文書を権威づけるために権力者によって添付される印璽について触れておこう。^①北フランスに限らず南フランスにおいても、印璽は教会や諸侯によって多用されていた。たとえば、一一八〇年のトゥールーズ伯とオリヤック修道院長との和解協定文書では、当事者および証人であった司教二人の計四名が「我々の印璽による防衛でもって」当該文書を補強している。^②また、ベズィエ副伯の文書にも頻繁に印璽が添付されていたことが確認できる。^③このように、文書に印璽を付す慣行は広く南フランス社会に存在していた。一方で、市政当局もまた独自の印璽をもつようになっていく。一般に中世都市における印璽の登場は、都市共同体が法人格を備えるにいたった証拠とされ、市庁舎の塔と鐘、市門の鍵、都市共同体の重要文書を入れる櫃などともに都市共同体の存在を象徴するものと看做されていた。^④印璽は南フランス諸都市にとってもアイデンティティの象徴であり、君主や他の共同体と対等に交渉する能力の象徴として捉えられるものであった。それに対してトゥールーズでは、一三世紀初頭には印璽の所有は確認できるものの、その使用は限定的であり、その代わりに、公証人が文書の権威づけに重要な役割を果たしていた。伯から都市トゥールーズに授与された権利証書にも伯の印璽は付されていない。トゥールーズでは、公証人が作成した文書に別の二名以上の公証人が副署することによって、その文書の法的効力を確保するという手段がとられており、権力者の印璽ではなく公証人が文書の権威を保証していたのである。それでは、文書の転写に際しての公証人の手続きとはどのようなものであり、転写された文書をまとめたカルチュ

レールの法的効力はどのようにして保証されるものであったのだろうか。以下、カルチュレールへの転写作業について具体的に見ていこう。

公証人ウイレルムス・ベルナルドウスがカルチュレールに転写した七一通の文書はすべて、オリジナルの証書を転写したあとに、転写作業についての情報を書き込むという同じ書式が採用されている。オリジナルの証書の最後の文言に続く表現とは次のようなものである。

「……ペトルス・サンキウスがこの証書を書き記した〔ここまでがオリジナルの証書の内容〕」。

（しかし）ペトルス・サンキウスが書いたのはこの証書ではなく、アルファベットで分け隔てられたあの文書〔シログラフ〕である。その文書〔シログラフ〕からウイレルムス・ベルナルドウスが〔カルチュレールの〕この文書を同じ様式、同じ言葉で書き写した。フランス国王フィリップ、トゥールーズ伯レーモンおよび司教レーモンの治世、主の受肉より一二〇五年九月第五週日に。かかる転写の証人は、ペトルス・サンキウス、ウイレルムス・デ・サンクト・ペトロ、ラムンドウス・アゴベルトウス、アルナルドウス・パッラウスで、彼らは公証人である。そして同じく公証人であるウイレルムス・ベルナルドウスがこれ〔この文書〕を書き記した。」

そして、それぞれの文書の最後には、証人となったペトルス・サンキウス、ウイレルムス・デ・サンクト・ペトロ、ラムンドウス・アゴベルトウス、アルナルドウス・バラウス四人の公証人が副署している。^⑥これらの副署は字体がそれぞれ異なっていることから各目の自署であることがわかる。つまり、公証人ウイレルムス・ベルナルドウスによるオリジナルからの転写行為を目撃する証人（彼らもまた公証人である）が副署を行なっているのである。第一章でも触れたように、トゥールーズのカルチュレールはオリジナルから忠実に転写することの特徴としており、「同じ様式、同じ言葉で書き写した」という文言にもそれは示されていると言えよう。副署人は、文書の内容が一字一句間違いなく転写されているかどうかを識別するだけではなく、公証人による転写作業の証人として、転写された文書の内容を保証する存在であったと考え

られる。

このことを示す特徴的な事例を見てみよう。それは、オリジナル文書のコピーである文書を、さらにカルチュレルに転写している事例である。^⑦つまり、二度転写が行なわれているのである。ここでは、文書に記される情報には、オリジナル文書の文言、第一の転写の情報、第二の転写の情報という三つの時間の層が存在することになる。たとえば、一七六三年三月のコンシユルの判決記録が転写された文書の末尾部分（エスカトコル）は次のような流れで記される。^⑧

① オリジナル文書の法的行為に関する日付、証人の列挙、書記^⑨

② 第一の転写に関する日付および転写した公証人とその証人^⑩

③ 第一の転写に関する証人の副署^⑪

④ 第二の転写に関する日付および転写した公証人とその証人^⑫

⑤ 第二の転写に関する証人の副署^⑬

ここでは、オリジナルの文書であれ、コピーであれ、その文書が手元に到達するまでに関わったすべての関係者が文書に書き記されている。オリジナルの文書の内容を保証する存在は、証人として「その場に居合わせた参事会員とその他多くの良識者」および書記のステファヌスであったが（①）、第一の転写において、ギレルムスによって「同じ言葉、同じ様式で」転写された文書の内容を保証しているのは、転写者であるギレルムス本人および証人となったベトルス・ライムンドウス・デ・サマタノとベルナルドウス・ボンキウスという二人の「トゥールーズの公証人」であり（②）、二人は副署することでそれを確実なものとしている（③）。同様に第二の転写では、転写者であるウイレルムス・ベルナルドウスおよび転写作業の証人となった四人の公証人ベトルス・サンキウス、ウイレルムス・デ・サンクト・ペトロ、ラムンドウス・アゴベルトウス、アルナルドウス・バラウスが文書の真正性を保証する存在であり（④）、ここでも四人による副署が行なわれている（⑤）。このように、転写ごとにその内容を保証する人物を列挙しているのは、転写された文書の真正

性が、文面そのものによるのではなく、その文書の内容を記した公証人およびその転写作業の証人となった副署人によって保証されるものであったからだと考えられる。つまり、カルチュレールに転写された文書とは、一通ごとに公証人によって真正性が保証されたものである。

本稿で検討してきたカルチュレールに印璽は付されていない。しかし、ここまでに見てきたように、転写された文書それぞれに一葉の「公正証書」の作成と同じ手続きがとられているため、印璽のないことが、カルチュレールが単なるコピーで法的価値を持たないということを意味するわけではない。都市ツールズにおけるカルチュレールとは、各文書を転写した公証人とその作業を目撃した四名の公証人によって一通ごとに署名され真正性を保証されたコピーの集成なのである。こうした一通ごとに真正性を保証されたコピーを集めるカルチュレールは、本稿で扱ってきたカルチュレール以外にも、不動産の所有に関して慣例的な文書作成のあり方となっていく。不動産の譲渡の際には、それに関わるオリジナルの証書あるいはカルチュレールかロール *rolls* に集められたコピーのどちらかを伴って委譲されたという。^⑩つまり、都市のカルチュレールはオリジナルの証書と同じ効力をもつと認識されていたのである。私的な権利や財産に関する文書はもともと教会に関わるものであったが、一二世紀から一三世紀初頭の都市社会においてますます公証人に結びつけられていく。こうして一三世紀初頭の都市社会における文書の権威は、公証人に由来するものとなっていくのである。カルチュレールの各文書のエスカトコルには転写に関わったすべての人物が書き記されていたわけであるが、この形式からは、実際にカルチュレールに転写する作業に立ち会い、証人として文書の内容をすべて「記憶」する公証人の存在が浮かび上がってくる。ツールズでは公証人は単なる書記ではなく、法的行為のすべてを証人として目撃し「記憶」する人物であり、その他の証人とともに公証人自身が文書の有効性を保証する役割を果たしていたが、文書の転写においては、転写作業にあたった公証人およびその転写作業を目撃し副署する公証人によって文書の真正性が保証されていたのである。カルチュレールは、そのなかに何が「記録」されているかを「記憶」している人々（この場合は転写を担った公証人とその転

写の証人である公証人）が居る限り、有効な法的根拠を提示しうるものであった。このように、トゥールーズでは公証人による公式の転写作業を経たコピーはオリジナルと同じ効力をもっており、カルチュレールはそうした真正性を保証されたコピーの集成であったのである。

ここまで、文書の転写という観点からカルチュレールの法的な有効性について見てきた。しかし、以上の分析では、公証人が都市社会で担った役割、そしてカルチュレールの編纂を決定したと考えられるコンシユルと公証人の関係については、まだ明らかになつたとは言えないだろう。そこで、つぎにこの点をさらに検討していくことにしたい。

(二) 都市における公証人とコンシユル

南フランス諸都市では一二世紀以降、ローマ法の影響を受けて、都市規約が公布されコンシユラという都市行政の組織が登場するが、コンシユラの発展と並んで公証人制度も徐々に形を整えていく。^⑮専門的な技能を駆使する公証人は、都市民が社会的・経済的な活動を複雑化させていくにつれてその重要性を増していき、都市生活のさまざまな場面で文書の作成を担うようになっていった。結婚契約や遺言書、紛争解決、土地や家屋、また衣服、食料、ワインといった大小の購買、年季奉公、代表者の任命、負債の期日など、多様な類型の文書が公証人によって記されていくのである。都市民の私的な生活に関わるこれらの文書を収めた記録簿は、一三世紀半ば以降の都市社会を明らかにするための重要な史料として、近年注目を集めている。^⑯しかし公証人は、これらの私的な記録簿とは別に、都市の公的な記録簿の作成にもあたっており、政治権力を握る者にとって不可欠な存在であった。本稿が注目したいのは、こうした公証人の公的な側面である。^⑰本節では、コンシユルと公証人の関係に注目し、都市の法文化を考えるなかで、都市トゥールーズの特質を明らかにしたい。

一二世紀以来、トゥールーズでは公証人が有効な証書を作成しており、公証人が作成した文書は「公正証書 publicum instrumentum, authenticum instrumentum」と呼ばれていた。公証人は、当初はトゥールーズ伯の書記として文書作成に

あたる人物であったが、伯行政の中心がローヌ川流域に移る一二世紀後半に次第に在地化していき、コンシユラの管轄下に入ったと考えられている。^{②③}カルチュレールに収められた証書にも、「ペトルス・サンキウスは（これらの）すべての事柄の証人であり、コンシユルの懇願と命令にに応じてこの文書を書き記した」など、公証人の文書作成とコンシユルとの結びつきを示すくだりが存在している。^{②④}

このように一二世紀から一三世紀初頭にかけて、文書作成の主体は伯からコンシユルに移っていき、一二二七年の都市規約においてコンシユルと公証人の関係が明確に示されるに至る。一二二七年の都市規約には、ツールーズのシテとブルから二名ずつ計四名の公証人がコンシユラの都市文書作成を担当すること、公証人の選出にあたっては、毎年のコンシユル選出と同日か翌日に退任者が後任を選ぶこと、そしてそれを拒否した場合、現物（市壁修復のための平レンガ一〇〇枚）での罰金支払いが課せられることが規定されている。^{②⑤}このことから、都市の文書を作成する公証人の選出がコンシユルの選出と並んで重要視されており、公証人が都市行政において占めていた重要な位置が窺える。このように、都市において文書を作成する立場にある公証人は、一三世紀前半にはコンシユルの権威のもとにあったのである。

公証人が作成する文書には、二名以上の他の公証人による副署が必要であった。この手続きを経た文書が「公正証書」と看做され、法的効力を保証されることになったのであるが、それでは文書作成の主体であったコンシユルは、「公正証書」とその他の文書との関係についてどのように認識していたのであろうか。まず、一一九三／四年三月の証書を見てみよう。グランセルヴの修道士ロゲリウスが書いた証書はツールーズでは真正なる文書とは看做されなかったため、その文書の内容を証明する必要があるが生じた。そこで、オリジナルの証書の証人三名がツールーズの公証人三名の前で誓約を行った。その後、オリジナルの文書の真正なコピーが公証人によって作成される。この手続きが完了して、先の証書はツールーズの公正証書と認められることになった。^{②⑥}ここではオリジナルとコピーの関係が逆転していることになる。オリジナルの証書があっても、ツールーズの公証人が作成するコピーのほうが都市内では優先するのである。このことは、

もしトウールズの公証人の文書と他の教会組織等の書記の文書の間に対立が生じた際に、少なくとも都市内では前者が優ると意図されていたことを示している。

こうした都市内における文書の扱いについては、コンシユルが主導権を握っていたようである。ある売買の文書が紛失したときの処置について記されている一一九八年の証書では、その売買の当事者と証人およびその文書を作成した公証人の三者が宣誓証言を行なうことによつて、紛失した文書を再度作成しなおすことができる、とコンシユルが許可を出している^②。また別の証書には、ある公証人が死に際して、ある文書についての覚書を他の公証人に移譲することが、コンシユルによつて認可されている事例が見られる^③。このように、公証人が作成した文書の取り扱い方はコンシユルによつて決定されており、コンシユルは公証人が死亡したり資格を失つたりした際に、その公証人の覚書や資料を別の公証人に譲渡する権限を一三世紀初頭には確立していたと考えられる。まとめるならば、トウールズのコンシユルは、トウールズの公証人が適正な書式に従つて書き記し、都市民が証人となつた文書に法的効力を認めていると言えよう。

コンシユルは公証人作成の文書の有効性を強調することで、トウールズの公証人の文書に特権的な地位を与えていた。つまり、トウールズにおける有効な文書とは、何より公証人によつて作成される公正証書であり、その作成にあつてはコンシユルの意向が重大に反映されるものであつたのである。一三世紀初頭の都市トウールズにおいては、公証人はコンシユルの権力と密接に結びついた存在であり、カルチュレールの編纂はそうしたコンテキストに位置づけられるものである。

最後に、本章の分析をまとめておこう。これまで一般に教会や修道院で作成されていたカルチュレールが都市トウールズにおいても作成されるためには、文書作成の技術を有し、オリジナルにもコピーにも法的効力を賦与しうる公証人の存在が必要不可欠であつた。この公証人の存在は一二世紀以来確認できるが、これが伯の行政を離れて都市の法的生活に重要な役割を果たすようになったのは一二世紀後半であつた。そしてこの時期以降、公証人は同じくこの時代に都市政

治の実権を握ることになるコンシユルの管轄下に入る。こうして公証人とコンシユルとの密接な結びつきのもとで、都市の公的な法行為は支えられていたのである。都市内では、公証人の法的保証能力がすべてに優越すると看做されていたが、これも公証人と都市権力との結合があつてこそだったわけである。一二世紀後半の伯の東方への政治拠点の移動が、都市におけるこうした社会集団の上昇をもたらしたのであるが、都市社会における彼らの政治的・社会的上昇と、印璽を使用せず他の社会集団による文書の効力も認めないなど特有の様式をもつ都市の法文化が、一三世紀初頭という早い時期に、世俗社会におけるカルチュレールの出現を支えていたのである。

- ① 権力者による印璽の付与が権威を保証する北フランスの状況について、B. Bedos-Rezak, 'Civic Liturgies and Urban Records in Northern France, 1100-1400', in: B. A. Hanawalt and K. L. Reyerson, eds., *City and Spectacle in Medieval Europe*, (Minneapolis, 1994), pp. 34-55; P. Bony, 'L'image du pouvoir seigneurial dans les sceaux: codification des signes de la puissance de la fin du XIe au début du XIIIe siècle dans les pays d'oïl', dans: *Seigneurs et seigneuries au Moyen Âge: Actes du 117e Congrès national des sociétés savantes* (Paris, 1995), pp. 367-402.
- ② Et ad maiorem huius rei seu innovationis sive pacti, nos R. Dei gratia comes Tholose, & B. miseratione divina Aureliensis ecclesie dictus abbas, & nos P. & D. Dei gratia Ruthemensis & Albienensis episcopi, firmitatem in perpetuo conservandum, sigillorum nostrorum munimine presens privilegium seu presentem cartam dignum duximus roborandam, *HGL*, t. 8, cols. 344-347.
- ③ *HGL*, t. 8, cols. 358-59, 403-04, 421-22, 426-27.
- ④ 高橋清徳「中世の社会——都市と産業」柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『フランス史1』山川出版社、一九九五年、三五三頁。
- ⑤ アラゴン王に宛てた書簡（一二二一年、一二二三年）およびトウルーズ伯と都市アジャンとの和平条約に添付（一二二一年）されてゐる事例が見られる。J. H. Mundy, *Liberty and Political Power...*, p. 121. 一方、都市内の事象に関わる文書には印璽の添付は見られなく、このことから対外的な用途にのみ印璽が用いられていたことが推察される。
- ⑥ *Istam cartam non scripsit Petrus Sancius, set illam que erat divis per alphabetum, de qua Willelmus Bernardus istam transulit, eadem ratione et eisdem verbis, mense Septembris, feria V, regnante Philippo rege Francorum et Ramundo tolosano comite et Ramundo episcopo, anno ab incarnatione Domini MCCV. Huius facit translati sunt testes Petrus Sancius et Willelmus de Sancto Petro et Ramundus Agobertus et Arnaldus Barravus, publici notarii, et idem Willelmus Bernardus qui hec scripsit. Ego Petrus Sancius subscribo. Ego Willelmus de Sancto Petro subscribo et ego Ramundus Agobertus subscripsi. Ego Arnaldus Barravus subscribo. AA1: no. 70. 訳出した部分では便宜的に改行を行なったが、フニマスクリプトでは改行はなされていなく。*

⑦ AAt. 1, 28, 33, 88, 89, 102.

⑧ AAt. 33.

⑨ Facta carta huius iudicii dati mense Marci, die sabbato, regnante Lodovico Francorum rege et Raimundo tolosano comite, episcopo absente, anno ab incarnatione Domini MoCo LXXoVo. Huius iudicii dati sunt testes ipsi capitularii et multi alii probi homines qui ibi erant et ipse Stephanus qui cartam istam scripsit.

⑩ Et Guillelmus transulit istam cartam ex illa quam Stephanus scripserat, ex illa in ista, eisdem verbis et eisdem rationibus, in mense Decembris, feria IIIa, regnante Philippo Francorum rege et Ramundo tolosano comite, episcopali sede vacante, anno MoCCo ab incarnatione Domini. Huius translati facti sunt testes Petrus Raimundus de Samatano et Bernardus Poncius, publici notarii Tolose, et Guillelmus qui hec scripsit.

⑪ Ego Petrus Raimundus de Samatano subscribo. Ego Bernardus Poncius subscribo.

⑫ Istam cartam non scripsit Guillelmus, set illam de qua Willelmus Bernardus istam transulit eadem ratione et eisdem verbis, mense Marci, feria IIIa, regnante Philippo rege Francorum et Ramundo tolosano comite et Ramundo episcopo, anno ab incarnatione Domini MoCCoIIIIo. Huius translati sunt testes Petrus Sanciis et Willelmus de Sancto Petro et Ramundus Agobertus et Arnaldus Barravus, publici notarii, et idem Willelmus Bernardus qui hec scripsit.

⑬ Ego Petrus Sanciis subscribo. Ego Willelmus de Sancto Petro subscribo et ego Ramundus Agobertus subscripsi. Ego Arnaldus Barravus subscribo.

⑭ 公証人による公式なローは煩雑な作業を伴ったものであった。

一二世紀末から一三世紀初頭にかけて一方で簡略化が進むことになるが、いわゆる公証人記録が導入されることになるのである。公証人記録はその後、オリジナルの文書にも公式なローをも取って代わることになる。J. H. Mundy, *Liberty and Political Power...*, p. 119.

⑮ 一三世紀末から一四世紀初頭にかけては、教会の書記がオリジナルから転写した文書を集めた教会関係の多数のカルチユールやローが存在していた。これらは一二世紀末まで継続するが、一方でこれまで見づきにくかったローの真正性を証明するための新たな形式が公証人制度の出現により導入されるようになる。こうした都市の「世俗化された」カルチユールは「旧来のカルチユールやローンと混交しながら発展していく」。J. H. Mundy, *Liberty and Political Power...*, pp. 119f.

⑯ A. Gouron, 'Diffusion des consuls...', pp. 52-3.

⑰ K. L. Reyerson, and D. A. Salata, eds., *Medieval Notaries and Their Acts: The 1327-1328 Register of Jean Holanie* (Kalamazoo, Michigan, 2004).

⑱ 同様の視点によれば、モンベリヤを中心とした地中海沿岸の諸都市やオクシタニア地方の文書家たちも、M. Lesné-Ferret, 'The Notariate in the Consular Towns of Septimanian Languedoc (Late Twelfth-Thirteenth Centuries)', in: K. Reyerson and J. Drendel (eds.), *Urban and Rural Communities in Medieval France, Provence and Languedoc, 1000-1500* (Leiden, 1998), pp. 3-21.

⑲ ユーナーヌの公証人による文書の文書家参照。P. Salles, *Étude sur le notariat toulousain au Moyen Age* (Albi, 1959), id. 'Origine et développement d'un notariat public: les notaires créés par les capitouls de Toulouse', *Bulletin philologique et historique (jusqu'à 1610) du Comité des travaux historiques et scientifiques: Actes du 88e*

Congrès national des Sociétés savantes, vol. 2 (Paris, 1966), pp. 844-58.

- ②④ トゥールーズ伯レーモン五世（位一二四八—一九四）の尚書局はローヌ川沿いのサン・シルを中心に一二六〇年頃には明確に確認できるようになる。伯の証書は「イタリヤの様式を模倣しており、さらにアラゴンや神聖ローマ帝国の影響を受けるなど、地中海沿岸地域の円熟した書記法を導入していると考えられる」。J. H. Mundy, *Liberty and Political Power...*, p. 114. トゥールーズ伯の尚書局については、次の文献も参照。E. G. Léonard, 'Chanceliers, notaires comaux et notaires publics dans les actes des comtes de Toulouse', *Bibliothèque de l'École des Chartes*, 113 (1956), pp. 37-74.

- ②⑤ AAI: no. 30. これを含め、ウイレルムス・ベルナルドゥスが転写した七一通で文書作成の主体が判明するものは二三通ある。そのうち伯が作成を命じたものが一通 (AAI: 12)。^②伯のウィカリウスがコン

おわりに

一二世紀後半、伯が拠点を東方へ移すにつれて、都市トゥールーズの市政はコンシユルの手に委ねられることになり、これに伴い公証人と文書行政もコンシユルの管轄下に入ってゆく。しかし、伯の不在は、都市外部の周辺勢力と都市が再び関係を結び直す必要ももたらした。一二世紀後半以来見られるフェーデに関する規定もこうした動きと関連していると考えられる。こうした二つの動きが重なったとき、トゥールーズの都市社会においてカルチュレールが編まれる社会的要請が出現したのである。

とくに前者の過程は、南フランスにおける都市カルチュレールの成立を考えると重要である。都市がカルチュレール編纂の必要性を感じたとしても、これを実現する社会集団が存在しなければこの作業は実現しなかったであろう。そして、

シユルとよめた命でつづるのが一通 (AAI: 29) であるのに対して、残りの一一通はコンシユルの命令によって文書が書き記されている (AAI: 13, 19, 23, 24, 25, 27, 30, 52, 53, 54, 55)。ただし、第二章でも指摘したように、これはメンチャイが言うような「自治」の展開ではなく、都市内の事柄はコンシユルに任せていた伯行政のあり方として見ることが出来る。

- ②⑥ AAI: no. 73.

- ②⑦ J. H. Mundy, *Liberty and Political Power...*, pp. 118f; published documents, no. 13.

- ②⑧ J. H. Mundy, *Liberty and Political Power...*, published documents, no. 8.

- ②⑨ J. H. Mundy, *Liberty and Political Power...*, p. 331, note 27.

この文字を操り公的な文書を作成しうる公証人たちの存在こそ南フランス、とりわけトゥールーズの都市社会の法文化にみられる最大の特徴であり、都市社会をそれ以外の社会から区分するメルクマールだったのである。都市の法は都市アイデンティティの核として位置づけられるが、カルチュレールの出現を可能にした公証人たちはこの核を書冊の形で具体化した社会集団であり、彼らの存在そのものが都市社会とそれ以外の社会を弁別する役割を果たしていたといえよう。自治的な都市像が読み替えられ、都市が領主制的な枠組みの中に解体された形で解釈される傾向にあることは前述の通りである。しかし、それでもなお都市トゥールーズを都市たらしめていたのは、こうした公証人の存在と彼らに支えられた都市の法文化の存在であり、カルチュレールはこの法文化の産物なのである。

最後に今後の展望を示しておきたい。一二世紀末以来、都市トゥールーズのコンシユルは伯との誓約の際に文書を呈示しているが、このカルチュレールもそうした誓約の場で利用されることになる。一二二二年九月一日のトゥールーズ伯との相互誓約の際に、コンシユルは伯に対して諸特権や都市規約の（再）承認を求めているが、それに対して伯レーモン七世は「こうした諸特権や都市規約および諸慣習に関する証書および書冊に含まれているように」それらの承認を行なっている^①。ここでいう「書冊」が、本稿で検討した二部のカルチュレールを指している可能性はきわめて高い。コンシユルは、伯に対して都市の諸特権が含まれた（と自認する）カルチュレールを伯に呈示することで、これまでに与えられた諸特権の確認を行なおうとしたのである。一三世紀初頭までのフランシーズ文書の個別の承認という形式に加えて、一三世紀前半の都市トゥールーズでは、こうした書冊の呈示による諸特権の確認の要請が行なわれるようになっていく。カルチュレールという書冊は、都市がコンシユルと公証人との結びつきを基盤として独自に編纂したものであり、都市と上位権力ならびに周辺諸勢力との法的関係をまとめたものであった。このカルチュレールは年代順に文書を並べてもいないし、各項目にタイトルを付してもいない。これは体系的に情報を管理し、「合理的」にその情報を引き出すという用途には向かない性質のものである。つまり、そこに収められた文書をあとで参照して情報を引き出す用途には向いていない。しか

し、逆にだからこそ、都市と上位権力の関係構築の局面で、こうした文書は柔軟に利用されうるものであったのである。それに対して、文書の内容を文面にしながらって把握するといった行為、あるいは文面を精査して文書の内容を把握するという姿勢は、一三世紀後半に登場することになる。一三世紀半ばにフランス王権が都市トゥールーズへの影響力を強めてくると、都市は王権への対抗手段として、諸慣習を整理・分類して文書にまとめていく。たとえば一二六五年ごろにまとめられた「トゥールーズ市民の諸条項」*Articuli civium Tholosanorum* は、都市トゥールーズの諸慣習を整理して文書に記したものであるが、これは一二四九年以降にトゥールーズ伯領を統治することになった王弟アルフォンス・ド・ポワティエに対して向けられたものである。アルフォンス・ド・ポワティエは、前伯レーモン七世以前に都市トゥールーズが獲得したさまざまな諸特権をつぎつぎと制限していった。これに対して、都市は自分たちの権利を文書に書き記す形で対抗しようとしたのである。こうした動きが、一二八六年の「トゥールーズ慣習法」*Consuetudines Tholose* の成立に結びつくことになる。^②『トゥールーズ慣習法』は、各条項にタイトルをつけ、その内容に応じて分類をし、順番を並べ替えて整理している。こうして諸慣習を整理・分類してまとめた「書物」が都市トゥールーズの慣習として、王権によって認められることになったわけである。このように、一三世紀後半の都市と上位権力との関係は、テキストに基づく文書の把握の進展と歩調を合わせていくことになり、文書編纂の意味合いは一三世紀初頭のカルチュレールとは異なったものとなっていく。^③ 文書を文面に基づいて理解する姿勢は、一三世紀半ばを境に劇的に進展していくが、それには王権のこの地域への進出が大きく影響を及ぼしているのである。こうした王権の進出と文書利用のあり方との関連については稿を改めて議論したい。

① AAI: 81. *sicut melius in cartis et in libris de illis liberatibus et de illis eorum stabilitis et usibus et consuetudinibus continetur...*

② 拙稿「中世フランス王権による南仏支配と慣習法——『トゥールー

ズ慣習法』の承認をめぐって——」『洛北史学』五、二〇〇三年、二七六頁。

③ じつは、カルチュレールの余白には一三世紀末の人物による書き込みが見られる。それは、証書の内容によって一六のカテゴリーに分類

して、そのカテゴリー名を欄外の余白に記したものである。この書き込みについては、R. Limouzin-Lamothe, *La commune de Toulouse*, p. 26-35. これらのカテゴリーは現代的な観点からは必ずしも各項目の実情を反映するものではないが、文面に基づいて文書を分類しようとした一三世紀末の人物の志向をここから読み取ることではきよう。一三世紀末の人物の目にも、半世紀以上前のカルチュレールの文書の

収め方は、無秩序で整理されていないように映っていたのではないだろうか。これには、アルピジョワ十字軍後に設立されたトゥールーズ大学における法学の発展も関係していると考えられる。これは、カルチュレールと『トゥールーズ慣習法』との間の時代に生じた文書観の変化を示す一事例である。

Qin jurisdiction. The Qin state adopted the one-yi gold coins of Chu that flowed in from Nan commandery as their own currency and thus established a dual currency using them along with their own banliang coppers.

Those items of the Qin Empire that could be uniformly standardized in short order — characters, laws, weights and measures, and axle lengths — were standardized when the realm was unified in 221 BC, but the currency and thinking of people could not be standardized immediately due to circumstances despite apparent attempts to control them when circumstances permitted. The currency was only standardized in the final year of Shihuangdi's reign, 210 BC. However, the emperor fell ill and died while on an imperial progress. Before measures to propagate the system could be taken, the empire sank into chaos and collapsed, and thus the implementation of a standardized uniform system of currency was left to the following Han dynasty.

The form of the Qin currency system described by Sima Qian in the "Treatise on the Balanced Standard" was borne from the process of unification during the Warring States period and it can be termed a part of the system that failed to take root as a standardized system.

Following Qin's capture of Nan commandery where gold was produced and circulated, the gold coins that flowed into the state were put to use in international politics. Gold was sent to the ministers of various states in a campaign of bribery, designed to suppress the confederation of Six Northern and Southern Kingdoms in the east, which were one by one attacked and conquered. A mere ten years after beginning the wars of unification, the realm was pacified.

The establishment of Nan commandery not only brought about the addition of gold coins to the Qin monetary system but also played a dual historical role in the sense that coins from Nan commandery were used to fund the campaign of bribery.

The Legal Culture of the City of Toulouse and the Compilation of Cartularies in the High Middle Ages

by

ZUSHI Nobutada

This study aims to consider the roll of documents in the legal culture of Toulouse, a city in southwest France, by reexamining the cartularies of Toulouse

compiled in the early thirteenth century. A cartulary is a compilation of selected documents copied from archives. As a written source of medieval history, it has attracted a great deal of attention over the past dozen years or so. Here I undertake to answer the following questions. How were the cartularies of the city of Toulouse compiled in the early thirteenth century? Who handled the compilation? And how did the cartularies play a role in the legal culture of medieval Toulouse?

The cartularies compiled in 1205-6 are the first compilation of the Consulate of Toulouse, and are now held in the Archives municipales de Toulouse as 'Cartulaire du Bourg (AA1)' and the variant 'Cartulaire de la Cité (AA2)'. The compilation of these two cartularies was commissioned by the Consulate, and William Bernard, notary public, who was charged with the task of collating the Consulate's various documents into a cartulary. The cartularies contain not only charters of privileges and liberties issued by the counts of Toulouse, i.e. franchises, but also ones by the municipal government of Toulouse, i.e. statutes, which were the decisions of the Consulate. The former have received attention as evidence of the city's autonomy from the judicial, administrative, and fiscal demands of the lord. On the other hand, among the latter I focus on charters of agreement between the city and its neighbouring communities, which were written down in 1202-4. Settlements of disputes between them were described in twenty-two documents, which were copied into the cartularies. Why these documents are included in the cartularies directly reflects the motive of the Consulate to compile its own cartularies in this period. There were many conflicts among Toulouse and neighbouring communities and the Consulate felt the necessity of keeping peace in this region in part to secure their economic hold over neighbouring communities. It was assumed that these documents of the concords would be records that could assist in settling future disputes. The redaction of these documents and charters concerning the municipal power were designed to improve the cohesion of the city of Toulouse and the cartularies symbolize the identity of the city.

Meanwhile the notarial culture in Toulouse was essential to the compilation of these cartularies. William Bernard copied documents into the cartularies word-for-word. He marked not only the original scribal notations, but also the dates he made his copies and testimonies of four witnesses to his work, which is a feature of the authentication of documents in this era. These witnesses were also notaries, who countersigned each document. There was no reference to seals, even on charters from the counts of Toulouse to the Consulate. Authentication of documents and their copies in the Consulate's cartularies came not from seals but from the lists of witnesses and notaries that concluded the records. The cartularies thus formed an official book symbolizing the identity of the city of Toulouse.

William's commission to collate the Consulate's various documents into a cartulary was quite precise. It signified the powers that the Consulate had gained both from the counts and the neighbouring communities and was designed to guarantee survival of the many incoming records that established those powers. These cartularies were one of the weapons used in negotiations with the counts of Toulouse and neighbouring communities.

Industrial Mobilization of the United States in World War I: Study on the Creation of the Railroad Administration

by

FUSE Masao

It is well known that the United States of America mobilized all kinds of industries in World War I. For example, the War Industries Board (WIB), the Fuel Administration, the Food Administration, and the Railroad Administration were established in 1917. Today, the WIB is the most famous agency among them. But, past studies dealing with the industrial mobilization have not paid enough attention to the distribution industry. This paper rectifies this by examining the creation of the Railroad Administration at the end of 1917.

The first chapter depicts the situation of American railroads up to and including 1917. Soon after the U.S. entered into the war, a private agency called the Railroads' War Board (RWB) was created to formulate an operation policy of all railroads. The RWB succeeded in meeting an increase of freight traffic from April to September. But the RWB was faced with the difficult problems of operating and financing the railroads from October. The former was largely due to the excessive and conflicting "priority" orders of government war agencies such as the Food and Fuel administration. The latter was due to the denial of rate increase by the Interstate Commerce Commission (ICC), and so on. In addition, the laws of the country such as the Sherman Anti-trust Act interfered with the RWB's activity. As a result, the ICC sent to Congress a special report on December 5, 1917, which argued in favor of unified railroad operation.

In the second chapter, the author examines the discussion on government operation of the railroads until President Woodrow Wilson proclaimed the creation of the Railroad Administration on December 26. The ICC report recommended the unified railroad operation, but did not settle on a way of accomplishing this. High